公益社団法人日本超音波医学会役員の報酬・退職金に関する規程

(平成14年12月20日制定)
(平成25年４月１日改正)
(平成28年４月１日改正)
(令和７年５月31日改正)

(総　則)
第１条　この規程は，定款第28条(役員の報酬)に関して必要な事項を定めるものである．
(報酬)
第２条　この法人の役員(外部理事，及び外部監事は除く)は，その在任中報酬を受けず，退任時において退職金は支給されない．
２　外部理事，及び外部監事は，その在任中職務執行の対価として報酬を理事会等会議出席１回につき，30,000円(ただし，オンライン参加の場合は１回につき，20,000円)迄を上限とし支給することができる．ただし，同日に理事会や総会など２つ以上の会議が開催される場合は１回とみなす．報酬額については理事会で協議する．

(報酬等の支給方法)
第２条　報酬等は現金をもって本人に支給する．ただし，本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる．
２　報酬等は，法令に定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する．

(改　廃)
第３条　この内規の改廃は，執行部の発議により，理事会の議を経て，社員総会の承認を得なければならない．

附　則
この規程は，平成14年12月20日から施行する．
附　則
この規程の改正は，平成25年４月１日から施行する．
附　則
この規程の改正は，平成28年４月１日から施行する．
附　則
この規程の改正は，令和７年５月31日から施行する．